

## 商品規格の行政

高田, 源清  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1506>

---

出版情報 : 法政研究. 32 (2/6上), pp.141-178, 1966-03-15. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 商品規格の行政

高田源清

## 一、はしがき

資本主義経済は、市場交換経済である。自己の生産した物品を他人の消費に供するものであるかぎり、それが、多くの他人に使用利便であることが必要である。ここに物品の規格が生れる因由があり、度量衡がきめられる必要性がある。世界の度量衡の歴史は、きわめて古い。そして、それは取引と徴税の基準として必要があったとされるところである。しかし大量の取引、遠隔の土地の間での取引には、物品の規格が必要となり、その設定を促すことになる。それは万人の必要とする食糧や衣類の分野に早く発達し、住居と家具などに及んでくるのは、世界共通の現象と言えよう。<sup>(一)</sup>

しかし、商品の近代的意味での規格は、生産方式の革命ともいべき大量生産方式の普及に直接的に接して発達したものであり、他方品質管理の向上と、オートメ化が、この仕上げに著効を招来していると言えよう。<sup>(二)</sup>

現在の商品の規格には、極めて多種多様なものがあり、かつわれわれの生活をとりまく多くのものが規格品であることは、改めてふりかえるとき驚く程度に達している。そのために、現在のわれわれは、多くの経済的利益も享けているが、ときにはそれが活潑な技術と生産の向上を妨げている面もあることと、味気なき規格生活を押しつけられている弊もなくはないことを無視できない。とりわけ、現在までのわが国の商品規格は、生産者の主動力によって設定され

説論

説 論  
たものが支配的に多く、ためにそれらの商品を使用する消費者・国民大衆の利益と利便が二の次となり、または無視されていることも屢々であり、これを是正する如く、わが国の規格設定に係る行政機構と、その規格設定・変更の行政手続が改正されることが望まれる。本稿では、わが国の規格の設定・変更に関する行政制度の沿革をあとづけ、現行制度に及び、諸外国のそれとを比較して、その改善方向を見出さんとするものである。

(一) たとえば、農業生産の上にたてられていた封建時代では、米や麦などの農産物の品質規格が重要であり、家内工業であっても衣類の生産には、織物の規格が、そして家屋の建築材料、その内にはめ込む建具についても、その地方的規格が生れてくることは自然であった。このことは、わが国の事例からも、歴史的に著しい。

(二) この近代的意義での商品規格の進展と拡充の詳細は、拙稿「品質規格」経営法学全集一二巻一五二頁以下参照。

(三) わが国の商品規格が発達した経緯と、それが設定の主動力がどこにあり、それがいかなる実情にあるか、そしてその将来はいかなる方向に進展さすべきかの私見の一端は、拙稿「商品の規格と品質表示」経営法学ジャーナル二巻二号六九頁以下に既に発表したところである。

## 二、規格の意義と役割・その種類

わが国では、「規格」と称し、「標準」と称する言葉は、往々にして同意義に使用されているが、区別して使用するときは、「規格」は容易に変更し得ない基本のものに使用し、「標準」は一時的に統一型をさす場合が多いようである。しかし昭和二四年法律一八五号「工業標準化法」では、「工業標準」を工業標準化のための基準として、一般鉱工業品の種類・型式・形状・寸法・構造・装備・品質・等級・成分・性能・耐久度又は安全度のほか、鉱工業品の生産方式・使用方法・原単位・作業方法・安全条件、さらにはその試験・分析・鑑定・検査または測定の方法、技術

に関する用語・記号・標準数又は単位など広くこれに包含させているが（同法二条）、前述の意味では「規格」の性格のものが多い。また昭和二五年法律一七五号「農林物資規格法」では、同法の「規格」とは農林物資の等級及びその標準（荷造・包装等の条件を含む）を言うとして定めている（同法二条）。そして医薬品の規格を定める昭和三五年法律一四五号「薬事法」は、薬品成分の基準を「日本薬局方」と称して定め、食品衛生法は、その食品添加物などにつき、基準を公定書と称している。<sup>(一)</sup>

(一) なお、規格と標準、基準などの文義的吟味は、別の機会にゆづり度いが、拙稿「品質規格」前掲一六四頁以下参照。

### 三、わが国の規格行政の沿革

#### (1) 度量衡制度の変革

前述の意義での広義の規格の中で、最も古い歴史をもつものは、度量衡という規格である。その度量衡の制度も、各地方・各民族の間に独自に発展したと見えるが、やがてその各地方・各民族の間の人的・物的な交流が密になると、それらに共通の度量衡が必要となるのは当然である。<sup>(二)</sup>世界の度量衡は、大きく分けるならば、英米系のヤード・ポンド法と、<sup>(三)</sup>仏を中心にして大陸に広く使用されたメートル法、<sup>(四)</sup>そして中国を中心に東洋にひろがった尺貫法の三系統が最も有力なものであったと言えよう。しかし、国際貿易が活潑になり、国際学術・技術の交流が繁くなると、この度量衡の単位が各国によって異なることは極めて不便であり、一八七五年五月二〇日に一七カ国の代表によって、「メートル法の完成と国際単位を維持するための条約」が調印され、その後英国も一八八四年に参加、わが国も一八八五年（明治一八年）に加盟したが、未だ英米がヤード・ポンド法を脱せず、国際的不便を免れないが、アメリカは、メー

トル法でヤード・ポンドを割出し、イギリスも、漸くメートル法の採用への動きを示しているようである。

(一) 人類初期の度量衡は、その基準をまず人体各部、次いで穀物の粒に求めたとされる。すなわち、指や手の幅、ひじの長さ、両腕をひろげた間隔、足の長さ、歩幅などがこれであり、その中には、現代でもなお、目安として用いられているものもある。「尺」という字は、手で寸法を計る象形文字であり、イギリスの foot、フランスの近世の pied は、いずれも足という語に由来する。またイギリスの grain は穀物の粒であり、わが国の「握」(つか)「咫」(あた)などは、前者は一握りの幅、後者は親指と中指を一ばいにひろげた長さであった。それが、竹木や金属に目盛をし、寸法をきめて「ます」を造り、石や金属の分銅、天びんを造るよう発展して、漸く人体や穀物の基準から離れた。

(二) 西洋の度量衡の歴史は、古代エジプト及びバビロニアの時代にさかのぼるとされ、ピラミッドには、王及び人民の前腕の長さから計りつた二種類のキューピットという尺(それぞれ五二五ミリメートル、および四五〇ミリメートル)が用いられ、バビロニア人は、六十進法による度量衡をもっていたという。しかして、現在イギリス連邦諸国及びアメリカなどで使用されているヤード・ポンド法は、ローマ人のもたらしたものを、イギリス人が制度化したもので、エドワード一世(一二三〇〜一三〇七年)時代に、乾燥した大麦三個の長さを一インチ、三六インチを一アルナ(alna)とし、アルナ原器が鉄でつくられて、ヤードの起源となったと言われる。その後、幾変遷を経て、現在のものは、一八五五年の原器になっている。ただアメリカは、基本をメートル法としながら、ヤード・ポンド法を慣習単位としてあつかい、メートル系との換算法で定めているが、英国のそれと多少異なるので、その統一の努力がされたのが、アメリカ規格運動の一である。この詳細は、生産性本部「標準化・単純化・専門化」二〇頁以下参照。

(三) 度量衡の国際的統一の最初の提案者はフランスの僧侶・外交官のタレーランとされ、彼が一七九〇年国民議会で度量衡の統一と国際度量衡制度の設置を提案し、各国とくにイギリスの協力を求むべきこと、新制度に国際性をもたせるために、基礎を自然物に置くべきことなどを主張した。これが仏国民議会の容れるところとなり、ルイ一六世の承認を得て、立案の作業をフランス学士院に委嘱し、同院に委員会を設け、長さの単位として、地球子午線に沿う大円周の四、〇〇〇万分の一をとり、この単位にもとづく一定容積の水の質量を質量の単位としたものが、このメートル法である。そして各量の基本単位

の呼び名に、その進法の順位をあらわす共通の接頭語をつけることとした。たとえばメートル metre、リットル litre、グラム gram の各々の一〇倍、一〇〇倍、一、〇〇〇倍、一〇、〇〇〇倍に對して、それぞれデカ deca、ヘクト hecto、キロ kilo、ミリ millia を、同じく十分の一、百分の一、千分の一に對してはデシ deci、センチ centi、ミリ milli を頭に付して呼び名とし、これらの語源も各国の感情を考慮して倍数位はギリシャ語から、分数位はラテン語から採用したものである。

(四) 中国に端を發した尺貫法は、秦の始皇帝とされ、彼は紀元前二二一年に標準の分銅と「ます」を發行したと言われるが、成文となった最初のもは、「漢書律歷志」であり、同書では「度は分、寸、尺、丈、引で、長短を測ること、黄鐘（おうしき）の長さを基本とする。秬黍（くるきび）の中位の粒をこれと並べれば九〇粒分にあたり、この一粒の幅を一分とし、一〇分を寸、十寸を尺、十尺を丈、十丈を引とする。量は龠（やく）、合、升、斛（こく）で多少を計ること、黄鐘の容積を基本とする。度を用いて、その寸法を正し、これに秬黍を入れれば一、二〇〇粒で満つる。これと同容積の水を龠とし、二龠を合、十合を升、十升を斗、十斗を龠とする。權は銖（しゆ）、兩、斤、鈞、石で、はかりを拜用するもの輕重を知ることで、黄鐘にその基本をおく。一龠に入る一、二〇〇粒の秬黍の重さを一二銖、二四銖を兩、一六兩を斤、三〇斤を鈞、四鈞を石とする」とある。なおここに黄鐘とは、現在の雅樂にある一二音律の一つである黄鐘調を出す笛である。

ところで、わが国の度量衡は、朝鮮半島・中国と接触したところから始まり、記録では顯宗天皇（四八四～四八七年）に初めて用いられ、舒明天皇（六二八～六四一年）に斗升斥兩に量衡がきめられ、崇峻天皇（五八九～五九二年）に上毛久比が呉から權を持ち帰り、「はかり」が初つたと伝えられるが、制度として大成したのは、大寶令（七〇二年）雜令第三〇であつたとされる。<sup>(二)</sup>そして爾後、この中国からの尺貫法が、わが国の本来の度量衡の如く使用されてきたところであるが、その間、反物につき鯨尺なる別寸法のもが生れたりして明治期に至つたのであるが、<sup>(三)</sup>こんどは東洋ではなく、西洋諸国との經濟文化の交流が激しくなり、とりわけ明治政府の商工立国、貿易振興政策により、西洋の文物と共に生産技術の導入の緊急性から、わが国の中国流の度量衡について再考慮の要が感ぜられるに至つた。この間

説の動きとしては、先ず明治三年（一八七〇年）に大蔵省に度量衡改正係を設け、次いで同八年（一八七五年）八月に度量衡取締条例を太政官達で公布するに至ったが、フランスの努力によるメートル条約が同年に成立していたのであり、そこ

に上記の日本の事情が加わり、明治十九年（一八八六年）同条約に、わが国も加盟して、同二十三年（一八九〇年）メートル条約機構からメートル原器とキログラム原器の交付を受け、これを基礎として度量衡法を制定し、同法は尺をメートル原器の三分の一〇、貫をキログラム原器の四分の一五というふうになり、メートル法によって尺貫法の定義をしていた。ところが、明治四十二年三月八日法律四号によって制定公布された度量衡は、ヤード・ポンド法の使用をも認めるに至った。さらに大正八年に至って、農商務省に「度量衡及工業品規格統一調査会」が設置され、長岡半太郎博士、藤山雷太氏などを含み二九名の委員により六カ月の審議を経て「我國の度量衡は、メートル法に統一するを可とす」という答申になり、これにもとづいて大正一三年四月に度量衡法改正が行なわれて、メートル法以外の単位は「勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引又ハ証明上ニ之ヲ用ウルコトヲ得ス」と規定し、輸出入にかかる商品の計量以外は、メートル法の使用を強制することを決した。ただ、この制度の円滑な転換をはかるためとの考慮から一〇年程度の猶予期間をおくこととした。ところが、その後の政治情勢の変化に禍いされて、この猶予期間が更に延長され、ついに戦後に持ち越され、昭和二六年六月七日法律二〇七号「計量法」の制定、そして三四年の同法改正で漸く全面的なメートル法の実施を見るに至った。しかし現在でも、航空関係と輸出関係の計量にヤード・ポンド法の使用が許されており、尺貫法も土地・建物の計量についての猶予期限が、昭和四一年三月三十一日までとされているところである。

(一) すなわち、同令では、関市令中に、短狭で規格不合格品については、売主に引取義務があるとしていたようである。

(一) 例えば織物の「反」を二丈八尺とする規格は、寛永三年（一六二六年）に定められ、土地の測量につき、六尺をもって一間とし、方一間をもって一坪とする制度を、はっきり示しているのは、元禄七年（一六九四年）の飛驒検地の際の検地条目の如く、これが享保十一年（一七二六年）の関東と大和の検地の際は、修正検地条目となったようであるが、間竿（六尺一寸）をもって測ったが、その間、縄心と称して、実測を若干減少する慣例などが見えたと称される。（石井良助、日本法制史概説四四六頁以下等参照）

### (二) 製品の規格・標準化の沿革

そして、一般の製品についての規格、標準化は、国民の日常生活の利便から徐々に育ったものが多く、歴史的には、たば、建具、ふとん、たんすなどに発展したようである。しかし、全国的とならず、二種、三種の標準として共存するものも免れないわけで、その顕著なものとして、われわれの住居についての京間、本間、新聞などの種類を残すものがある。

これに対して政府なりが、官庁なり、既述の度量衡の如きものではなく、一般の工業製品について動き初めた最初のものは、一九〇二年に陸軍が綴釘、翌年に木ねじ、洋釘、螺捍の規格を定め、同年海軍が造船材料試験規格を定めたことであった。そして一九〇五年に農商務省が官庁の使うポルトランドセメントの試験方法の規格を定めたことであった。しかし、その後の拡充進展は少く、ある製品はイギリス、アメリカ、ある製品はフランス、ドイツになろうという具合に、各国の系統が雑居し、その品質、形状、寸法などになんらの統一のない状況がつづいた。

しかし、わが国の標準化・規格化の運動が急速に展開を見たのは、昭和五年（一九三〇年）から始められた国産品愛用運動に起因すると称される。<sup>(一)</sup>すなわち、この国産品愛用の対象は、工業生産物の製品と部品であったのに、それまでの国産品の標準化が進んでいなかったことによる隘路の打開の緊急性からと言われる。わが国では、これより先ずで

に大正八年（一九一九年）に「工業標準化法」の制定公布が行なわれ、一方「度量衡及び工業品規格統一調査会」が設けられ、度量衡はメートル制に統一すべきことが答申されたが、既述の如くその経過年度を余りにもゆっくりとり、動かないこととなったため、改めて一九二一年の創設にかかる「工業品規格統一調査会」が設けられて、規格問題に本格化に取り組んだ。しかし当初はなお経済界からの要望が余り盛り上らず、遅々としていたところに、上記の国産品愛用には、是非この前提条件が急速に整えられなくてはならぬ破目になったことによるのである。

そして、昭和六年の満洲事変、それについての国際連盟総会での問責決議、連盟による経済封鎖の制裁によって、国際貿易従って重要工業原材料の輸入の途をとざされた日本は、当然その現有の原材料の重点的活用<sup>(1)</sup>に迫られ、やがて日支事変が発生し、戦時体制下では、軍の要請による軍需品の規格化はもちろん、民需品についても、規格化により原材料のロスを少くし、かつ配給統制に乗せる必要性からも、これが緊要であった。さらに、昭和十二年に日支事変が勃発し、軍需品などに対する急速な生産量の増加と能率化の要請から、従前の如く慎重審議の上で規格設定ということでは間にあわず、「臨時日本標準規格」の制定にのりだした。すなわちその制定手続を簡略にし、内容も時代に即応するように、不足資材を重点的に活用する意味で、代用材についても考慮するという戦時色のものに切り変わった。

この間の規格行政は、大正十年の「工業品規格統一調査会」の時期は農商務省の所管であったが、大正十四年に商工省が創設されると共に同省に移管され、主として工業製品・部品についての「日本標準規格」の審議に主力がおかれていた。昭和四年（一九一九年）には、「国際規格統一調査会」（略称ISA）に、わが国も加入して国際的活動にも参加した。それが昭和十三年から「臨時日本標準規格」の設定に乗り出し、別に航空機製造事業法（一三年法律四一号）で、総理が「日本航空機規格」を設定し、一七年一月には、技術院が創設されて、前記調査会の所管も、この新設の

技術院に移管され、同時に従来通信省の航空局に付置されていた航空機規格調査会を吸収併合した制度となった。

昭和二〇年八月、無条件降伏という事態の下での敗戦、被占領の時代に入り、あらゆる物資の輸出も輸入も占領軍の許可なしでは行ない得ない時期がつづいた。そこでは重要工業原材料の不足という点では、戦時中と同じであったが、ただ国民必需生産の量のみの確保が先決で、質の問題には入れず、それにつづく財閥解体、独占体分断の経済再編成による混乱期も、商品の質の向上、規格品位の維持などの動きを期待しようもなかった。

ところが、朝鮮事変の発生以後の占領軍の対日態度の激変、講和条約の締結となり、わが国経済復興が著しく、やがてガットの加入、国際貿易機構の中に入って、国際経済競争を行なうためには、わが国の産業の近代化・合理化を急速に進める必要があり、ここに技術導入・技術開発に努力すると共に、規格化により大量生産の利益を図り、その競争力を急増する必要に迫られたわけで、他方、わが国の工場の、品質管理の向上も目立ってきた。これが最近の規格基準の躍進的普及を見ている理由であるが、世界のコンクールには優賞しながらも、一般輸出で未だ品質規格につき、クレームを受け、不信を往々にして受けている事態は急速に解消すべきである。

#### （イ） 商品検査制度の沿革

商品取引の広汎さと活潑さの保障として、万民共通の、あるいは一国法定の度量衡の制度の確立が緊要であることは既述の通りである。またその市場流通に提供される商品は、何等かの規格標準を保有したものでなければならぬが、その規格標準が果して守られているかの保障がなくては、取引の安全が期し得ないところから、規格の設定があるところ、公的か私的かは別としても、検査制度の確立が要請されるところである。

この意味での生産品の検査制度は、封建時代にいかに行なわれていたかは詳かでないが、明治期に入ってから最

説 初の制度的なものとしては、明治二〇年（一八八七年）から実施された「米」の検査制度をあげ得る。

論 その後、三〇年に重要輸出品同業組合法が制定されて、輸出品の対外信用を維持するために、輸出品を検査する制度が設けられたが、粗悪品の追放の必要性は、単に輸出品に止まるべきでないとして、いやくも重要物産については、国内・国際を通じて強制検査を実施すべきものとして、三三年（一九〇〇年）の重要物産同業組合法の制定となり、業者の強制加入、そしてその製品の強制検査制度の実施となった。とくに、「米」については、既に米穀取引所の創設があり、納税については金納制がとられていたが、小作料の物納制は依然として続けられたところから、米の産地銘柄と等級の判定維持は重要な意味を持った。そこで、前記の二〇年からの検査制度となり、それが前述の重要物産同業組合法の成立で、同組合による検査となったが、その対象は輸出来と県外移出米に止まった。それが明治三四年（一九〇一年）からは、府県の事業として、公的に行なわれることとなった。しかし、その検査を実施する各府県の等級判定の基準が区々であっては困るので、農林省の指導で略同じ米穀取締規則を各府県に創らせていたが、その検査米の基準を、乾燥、調整、粒形、容量、俵袋などに亘って指示し、合格不合格の等級をきめ、原則として不合格米や未検査の米の売買譲渡を禁じ、その違反、その脱法行為などには、同取締規則で科料ないし拘留の制裁を課するものであった。

ところが、日支事変の勃発により、国民の主食確保と公平厳格な配給制度の確立のため、主食の全面的国家管理が必要となり、昭和一七年一二月二四日勅令八四七号米麦検査令の公布となり、それが二三年五月一日の主要食糧検査令、昭和二二年一二月法律二四七号の「食糧管理法」にもとづく、主要食糧検査令（二三年六月政令一二七号）でこの米の検査業務が、国家機関としての食糧事務所の実施するところとなった。そして現在は、食糧法三条、八条及び同法にもとづいて制定されている主要食糧検査令（二六年五月一九日政令一五七号）二条で、依然として国家機関としての

食糧事務所の実施するところとなつてゐるわけである。別に、農産物検査法（二六年四月一〇日法一四四号）が制定されて、主要食糧以外の多くの農産物の国家検査制を確立してゐるところである。

また、わが国の輸出品の中で、特殊な重要地位を永く占めてきた生糸については、明治四〇年（一九〇七年）に、国家機関の検査制に移行させ、これを担当させたものが生糸検査官制（勅令一七〇号）であつたわけで、爾来この制度は維持され、後述の現行の農林省所属の生糸検査所に引継がれてゐるところである（農林省設置法二六条、農林省組織規程一七三条）。なお農林産物の輸出品一般の検査制度は、依然として存し、農林省附属機関の一としての輸出品検査所を行なうものとしてゐる（農林省設置法二六条）。

さらに、国家機関の検査制に支えられて、品質規格の維持がおし進められてゐるものが、農林行政の分野で極めて多い。昭和二三年法律八二号「農薬取締法」の、二六年法一五一号改正以来の農林省の附属機関としての農薬検査所による農薬の検査制（農林省設置法一七条、同組織規程一五九条）の外、動物医薬品検査所による動物医薬品の検査（農林省設置法二六条ノ二）、飼料検査所（農林省設置法一七条、同組織規程一五五号以下）、真珠検査所（農林省設置法八六条）などをおいて実施してゐるところである。

## （二）機械・交通具・建築などの安全規格の沿革

わが国では、船舶の安全規格の設定は、極めて古く、明治一七年の「西洋形船舶検査規則」（布告三〇号）に初まり、明治二九年には、相当整備した「船舶検査法」（法律六七号）を制定公布して実施して来たところである。

また航空機については、大正一〇年に既に「航空法」（法律五四号）を制定し、同法にもとづき昭和二年に「航空機検査規則」（通信省令九号）を設けて、これを実施して来たところである。

説 論 さらに、鉄道、軌道、自動車などに対する安全規格については、国有鉄道建設規程第三章、地方鉄道建設規程第三章と地方鉄道車両法整備基準（二六年運省令一七七号）道路運送車両法第三章などで、設定維持されてきている。

また初めから、危険物取締という面からの法規制で乗り出した電気施設・工作物などについては、明治二九年の「電気事業取締規則」（通信省令五号）、そして三〇年と三五年の同名の規則（三〇年同令一四号、三五年同令三六号）に次いで、明治四四年制定の「電気事業法」（法律五五号）と、その附属立法で、各種の危険防止のための工事、施設、工作物、そして電気器具などについての安全規格と基準とを設定するに至った。

なお、建築の規格基準は、都市とくに都市計画法の施行地域内の建築についての安全のための規格、さらに建築材料についての規格は、厳しい規制を行なうことになり、土木建築関係の学会、協会規準と共に、著しく進められた。さらに、病院、その他の特殊建築についての規格規制は、「国民医療法」（昭和一七年法律七〇号）その他の特別法でも行なってきたことも附記すべきであろう。

また道路、鉄道路線などの構造規格については、先ず鉄道につき明治二五年鉄道敷設法（法律四号）に初まり、大正一一年の鉄道敷設法（法律三七号）にひきつがれ、道路については、大正八年の道路構造令（内務省令二四号）、街路構造令（同上二五号）以来、その安全規格の維持に努力してきたところである。

#### (ホ) 医薬品・食品規格の行政沿革

医薬品が、一定成分の規格を維持しなくては、人命に重大事を招来するものであるだけに、その規格の歴史は古く、明治一九年六月二五日に、「日本薬局方」を公布したことに初まる。これはドイツの薬局方とスイスの薬局方に学んで制定され、その収載薬品は四六八品目であったと称される。この薬局方は、医薬品の進歩に応じて改訂さるべ

きもので、原則として十年毎に改訂される予定であったが、必ずしも正確に守られず、昭和三五年に、現行薬事法が制定公布されたときは、この規格を医薬品の公定書と称し、昭和二六年公布の「第六改正日本薬局方」（同三〇年全面改正）を使用しており、六三三品目を収め、別に「国民医薬品集」を公布し、主として漢方薬を収め、その収載品目は四七六品目に及んでいた。この両者を、上記新法制定後、一本化したものが、「第七改正日本薬局方」であり、これを一部、二部とし、一部に七六三品目、二部に四六三品目を収めるものとした。<sup>(一)</sup>

なお、食品については、税法特に酒税、物品税などの関係での規格があり、別に食品着色剤<sup>(二)</sup>について、明治三三年の内務省令一七号「有害性薬品料取締規則」があり、また同三四年の内務省令三一号「人工甘味質取締規則」などがあった。

- (一) この日本薬局方第一部に所収のものは、(1)原薬、(2)その倍散、顆粒剤、錠剤、カプセル剤及び注射剤、(3)とくに繁用されるエキス剤、チンキ剤、丸剤、軟膏剤等、(4)とくに繁用される生物学的製剤及び抗菌性物質製剤とされる。
- (二) そして、この第二部の所収の医薬品の基準は、(1)もっぱら家庭薬や混合製剤を原料として使用される原薬等、(2)混合製剤で、例えばアセトアニリド、カフェイン散、健胃散、ルゴール液などである。

#### 四、現行の規格設定の行政制度

##### (イ) 概 説

商品に対する規格は、既述の如く異なる沿革の下に発展し、その主たる目的とするところも区々である限り、その設定・改訂のやり方にも、当然異なるものがあるべきであるが、それは窮極的には、最も国民大衆に、国民経済の発展に合目的であり、合理的なものでなければならぬ。この立場からするならば、改善すべき点が少くないが、その批

説 判に先立ち、次に現行制度の複雑さと、その手続行政、実情を概見することとしたい。

## (四) 「日本工業規格」の行政

わが国の工業製品の規格は、大部分、昭和二四年法律一八五号「工業標準化法」によるもので、鋳工業品の種類、型式、形状、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度または安全度、生産方法、設計方法、作業方法、包装、建築物などの設計、施行方法または安全条件にわたる各種の規格を包含するものである。本法によって設定された規格は、「日本工業規格」(Japanese Industrial Standard略称JIS)と称し、国家規格である。その制定・改正・確認・廃止は、通産、建設、運輸、農林などの各大臣の行なうところとするが、必ずその前に通産省に設置されている「日本工業標準調査会」の調査・審議を経て行なうべきものとしている。

この規格設定の中核となって動く「日本工業標準調査会」は、工業規格に関する調査審議の機関であるだけではなく、工業標準化の促進について、関係大臣の諮問に応じて答申し、または建議することを認めている(工業標準化法第三条)。それは任期二年の委員二四〇名以内をもって組織することとなっているが(同法第四条)、別に特別の事項の調査審議のための臨時委員(同法第六条)、さらに専門委員(同法第七条)をおくことを認めることは、戦前の調査会と同様であるが、総理直属の機関ではなく、通産省におかれ、その規格設定公示は、各省大臣であり、総理の行なうところとしない点は、戦前のそれと異なるが、同調査会は一九五二年には国際標準化機構(International Organization for Standardization略称ISO)に、さらに一九五三年に国際電気標準会議(International Electrotechnical Commission略称IEC)に、それぞれわが国の代表機関として加入し、国際的な標準化の仕事にも関与していることは、戦前のそれよりも重要性を加えている点といえよう。

なお、この「日本工業標準調査会」の構成と調査審議手続の詳細は、「工業標準化法施行規則」（昭和二十四年八月一日、総理・文部・厚生・農林・通産・運輸・郵政・電気通信・労働・建設省令第一号）第二章（第三条、第五二条）に定めるところであるが、その会長は委員の互選とし、戦前のごとく職務上当然の会長制を採用していない（同施行規則第三条）副会長も同様とする（同上第五条）、調査会に標準会議と部門別の部会をおくこととし（同上第七条一項）、部会の設置と廃止は、会長が標準会議にはかって定めることとする（同上第七条二項）。標準会議は、会長、副会長および会長の指名する委員で組織し、①部会の設置・廃止の調査審議ならびに部会相互間の調整、②調査会全般の業務運営に関する総合企画、③専門委員会の議決したものの調査審議、④標準化促進の建議などを任務とする（同上第八条）。この「標準会議」は会長が招集するが、原則として二カ月に一回招集しなければならないものとしている（同上第一〇条）。「部会」は会長の指名した委員で組織し、各部門ごとにつきのような任務を遂行する。①専門委員会の設置・廃止、相互の調整、②専門委員会における調査審議手続の可否の審議、③工業標準の制定、確認、改正、廃止について専門委員会の議決した事項の審議を行なうものとされる（同上第十四条）。なお、必要によっては、合同部会を設けることを認める（同上第十九条、第二〇条）。「専門委員会」は、その所属する部会の推薦にもとづき、会長の指名する委員、臨時委員、専門委員で組織して調査審議するものとされる（同上第二二条）。なお、専門委員会は構成員の三分の二以上の出席で開会でき（同上第三四条）、その議決には出席構成員の三分の二以上の同意を要するとし（同上第三六条一項）、部会の開会定足数は過半数とされ（同上第四〇条）、その議決は出席構成員の三分の二以上の同意を要する（同上第四三二条）。そして標準会議の開会定足数は、構成員の過半数で（同上第四六条）、その議決には、同じく過半数で定め、可否同数のときは、議長（会長）が決するとする（同上第四九条）。また総会の開会定足数は、構成員の三分の一以上とし（同上第五〇条）、議決にはその出席者の過半数の同意で可とし（同上第五二条）、会長はその結果にもとづい

説て主務大臣に答申または建議することとなる(同上第五一条)。そして、この主務大臣は、前記の標準化法第二条に掲げる事項の一より五までは通産大臣、医療関係は厚生大臣、航空機用合板などは農林大臣、船舶・鉄道・軌道などのそれは運輸大臣とされる(同上第一条<sup>(一)</sup>)。

かくして決定された日本工業規格によるものであることを示すJISマーク表示制度は、既述のイギリスの証票制度(Certification Mark System)を参照してつくられ、このマークをつける対象として指定された品目数は、一九五六年末で五八一件、マーク表示を許可された工場数は、同期に延六、〇八二件に達していた。そして、六五年の現在では一〇三七件、八、四二七工場に達していると称されている<sup>(二)</sup>。

しかして、この表示の許可を与えるのは、その対象品目の生産面の行政を担当する大臣である、許可にあたっては、社内標準化および品質管理の実施を強く要望しており、許可後も関係者の申し出または大臣の判断で、工場の立入検査を行なうこととしている。

また、この組織を通じて定められたJISの数は、一九五六年末までに四、三八四件に達し、それは土木・建築・機械・電気・自動車・鉄道・船舶などの一七部門にわたる。なお、この規格は、一度定められても、その後の技術の進歩に即応しなくなつては困るので、少なくとも三カ年に一度は、その内容を再検討すべきことを法定していることを特記すべきであろう(工業標準化法第一五条)。

#### (ハ) 「日本農林規格」の行政

農産・林産・水産物なども、市場生産を行ない、国内市場または国外市場に、その生産物を売出す場合、規格が必要なことは、前述の工業製品と同じであり、この意味で昭和二五年法律一七五号で「農林物資規格法」を制定した。

農林物資規格法第一条は、その立法目的を「適正且つ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」と定め、同法による規格の対象となる「農林物資」とは「国内において生産される農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造又は加工した物資であつて、政令で定めるもの」としている（第二条一項）。そして、同法によって設定される規格は、農林物資の等級およびその標準（荷造・包装等の条件を含む）とする（第二条二項）。そしてこの規格を「日本農林規格」と呼称し（第二条二項）、それは農林大臣が制定するものとし（八条一項）、その制定に際しては、「実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、且つその適用に当つて同様の条件の下にある者に対して不公正に差別を附することがないように制定しなければならない」とする（第八条二項）。この規格制定の申し出は、都道府県または利害関係人によるものとし、省令所定の手続に従つて、農林物資の種類を定め、原案を具して、日本農林規格を制定すべきことを農林大臣に申し出るものとする（第九条一項）。

大臣は、この申し出を受けた場合には、①その制定の必要がないと認めたときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知し（農林物資規格法第九条二項）、②その必要を認めるときは、それを制定すべきかどうか、または制定すべき規格案について農林物資規格調査会に諮問し、または公聴会を開いて利害関係人および学識経験者の意見をきくことができる（同法第一〇条一項）、調査会はこの諮問を受けたときは、省令所定の公正な手続によって、審議して、その結果を大臣に答申しなければならないものとしている（同法第一〇条二項）。また、一度制定したものの改正または廃止の場合も同様とする（同法第一一条）。また、その規格の制定・改正・廃止は、施行期日を定め、その期日の少なくとも三〇日前に公示すべきものとし（同法第二二条）、これが制定されると、都道府県または登録格付機関は、こ

説の規格にすることが強制される（同法第一四條）。この規格品は、その物資またはその包装・容器に、日本農林規格に  
論よって格付をしたことを証する証票を付することが認められ（同法第一六條）、反対にそれ以外のものが、日本農林規  
格の名称を使用することを禁止し、証票等の表示をも禁止している（同法第一三條、第一八條）。その違反に罰則も定め  
る（同法第二四條以下）。

なお、前記の農林物資規格調査会は、農林省におかれ、その委員は五〇人以内で構成するものとされている（農林  
物資規格法第三條、第四條）。これに、農産、林産、水産、加工食品の四つの部会がおかれている（同法施行規則第四條）。  
また、同法施行令（昭和二十六年政令第二九一号）で、この適用すべき物資を列挙し、きわめて多くの農林省告示によ  
って、その規格が公示されている。<sup>(四)</sup>

しかし、前記の「農林物資規格法」の適用を受ける物資は、同法施行令（昭和二十六年政令二九一号）で、列挙してい  
るところで、いわゆる主穀を包含していない。そこで米は、前述の如く、食糧管理法三條にもとづき、農林省の附属機  
関としての食糧事務所の所管する検査制度の下にある。この食糧事務所は、同省の外局とされ、各都道府県に一方所  
をおくが（農林省組織規程三一條）、それに総務部、業務部、検査部の三部をおくが（同上三二條）、この検査は検査部  
の掌るところであることは言うまでもない（同上三八條）。

また農林水産物の輸出されるものについては、農林省に輸出品検査所をおいて、これに当らしめている。この輸出  
品検査所は、小樽、東京、静岡、神戸、門司の五カ所に設置し、その事務の一部の分掌のために支所（横浜、名古屋、  
大阪、岡山、鹿児島）と出張所（その他の開港場）をおいている。

なお、輸出品の中で、特殊な地位を占める生糸については、別に農林省に生糸検査所をおいて、これに当らせてい  
る。この生糸検査所は、横浜と神戸の二カ所に設置されている（農林省設置法二六條）。この外、農林省に附置されて

いる検査機関には、農薬検査所（設置法一七条）（東京に一カ所）、肥飼料検査所（同上二七条）（東京、名古屋、神戸、福岡の四カ所）、動物医薬品検査所（同上二七条）（東京都に一カ所）があり、別に昭和二二年法律一一五号農産種苗法による種苗検査を行なうため同省園芸局園芸課に種苗検査官をおいて実施させている。

## （二） 医薬品規格の行政

現行制度上は、医薬品の凡てに規格が存するわけではなく、医師はその患者の病状診断によって、その調剤した薬品を与えることができるが、昭和二三年以来医薬分業となり、原則として医師は処方箋を患者に交付し、患者はその処方箋を薬局に持参呈示して、薬剤師に調合せしめる仕組みとなったが、一方薬品の製造メーカーが生産する市販の医薬品も、わが国は特に多く存するところである。これらの医薬品については、医師などの診断書を要せず国民がひろく購入服用することが多いわが国の実情から、嚴重な成分規格が保有されたものでなくてはならぬわけである。現行のこの種の医薬品の規格は、昭和三五年法律一四五号「薬事法」第四一条によって厚生大臣の設定する「日本薬局方」に定めるところに適合するものでなくてはならぬ。その日本薬局方は、既述の沿革の部分で詳説した如く、明治一九年以来改訂されて存続するところであるが、現行のものは、昭和三六年四月公布の「第七改正日本薬局方」であって、それが第一部と第二部に分けて定めるが、その第一部は「主として繁用される原薬たる医薬品及び基礎的製剤を収め」、第二部には「主として、混合製剤及びその原薬たる医薬品を収める」ものとしておる。それには、第一部に七六三品目、第二部に四六三品目が収載されている。しかして、この収載は、中央薬事審議会の意見をきいて、厚生大臣が定めて公示するものとし（同法四一条一項）、少くとも十年毎に、この日本薬局方の全面にわたって中央薬事審議会の検討が行なわれるように、厚生大臣がその改訂について中央薬事審議会に諮問することを義務づけている

説 (同法四一条三項)。さらに、同法四二条一項に、「厚生大臣は、生物学的製剤、抗菌性物資製剤その他保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、中央薬事審議会の意見を聞いて、その製法、性状、品質、貯法等に関し、必要な基準を設けることができる」とし、また厚生大臣指定の医薬品には、検定制度を設け、同大臣指定者の検定を受け、それ

れに合格したものでなければ、販売し、授与し、またそれらの目的で貯蔵したり、陳列してはならぬとする(同法四三一条一項)。別に毒性の強い医薬品、劇性の強い医薬品については、品名、性質などの規格について、特別の規制をおいている(四四一条以下)。

なお、現行薬事法は、上記の医薬品の外、いわゆる医薬部外品(イ)吐きけ、その他不快感又は口臭若しくは体臭の防止、(ロ)あせも、ただれ等の防止、(ハ)脱毛の防止、育毛又は除毛、(ニ)人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止を目的とする物で、人体に対する作用の緩和な物)、化粧品(人の体身を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの) 医療用具についても定めるものであるが、同法四二条二項は、これらの医薬部外品、化粧品及び医療用具についても、基準を厚生大臣が設定することができるものとし、大臣は中央薬事審議会の意見をきいて、その性状、品質及び性能に関して、必要な基準を設けることを認める。しかして、検定の制度は、医薬部外品、化粧品にはないが、医療用具については、前述の医薬品と同様に行なうこととしている(四三一条一項)。しかして、これらの医薬品関係規格基準行政において、厚生大臣の諮問機関としての「中央薬事審議会」は、同法三条に定めるものであるが、その組織・運営は昭和三六年度政令一二号「中央薬事審議会令」によって、委員五〇人以内をもって構成し(会令一条)、その外、特別の事項の調査審議のために臨時委員もおけることとしている。それには、関係行政機関の職員と学識経験者から厚生大臣が任命し、その任期二年としている(同上二条、三条)。その主な任務は、日本薬局方の制

定及び改訂、医薬品等の基準の設定となっている。同会には、常任部会と日本薬局方部会が必置とされ、その外、現在は、新医薬品特別部会、動物用医薬品等特別部会、生物学的製剤特別部会、抗菌性物質製剤特別部会、血液製剤特別部会、放射性医薬品特別部会、医薬部外品特別部会、化粧品特別部会、医療用具特別部会などが、おかれている(六条、七条)。なお、地方薬事審議会も都道府県におかれている(法四条)。

(一) この種の医薬品の基準として、現在定められているものに、(1)抗菌性物質製剤基準、(2)放射性医薬品基準、(3)生物学的製剤基準の三がある。

(二) 医療用具で、本条によって、最低基準を定めたものとしては、輸血セットと避妊用サックなどがあり、その他の医療器具は、既述の「工業標準化法」によるJIS規格のあるものが多い。

#### (ホ) 農薬の規格の行政

最近の著しい農産物の増収は、農業技術の改善もさることながら、農薬の発達と普及に依存することが著しい。しかし、それが薬品である限り、植物に対する効力が予定されたものであると共に、人畜に対する危険防止のためにも、一定規格を維持させることが必要である。これが、農薬取締法(昭和二三年七月一日法八二号)の昭和二六年の改正で(法一五二号)、一条の二を加え、農林大臣に農薬について「公定規格」の設定を行なわしめる権限を与えた所以である。しかして、この農薬検査の行政は、農林省設置法一七条で、同省の附属機関の一としての農薬検査所の掌るところとされ、同検査所は、農林省組織規程一五九条で、東京に一カ所設置を見ており、定員三一名の機構とされている。

#### (ヘ) 運送用具規格の行政

説 運送用具の国家的規格は、いわゆる安全規格であることが主であり、それがかねて担保権設定、被保険の便宜に役立つ規格の役割をも、このうものであった。

先ず船舶の規格は、昭和八年法律一一号「船舶安全法」にもとづいて、多くの省令をもって、その安全規格を定めている。<sup>(二)</sup>しかも、それは狭義の船舶自体のそれに止まらず、船舶機器にも及んでいる。<sup>(三)</sup>そして、この安全規格を保持しているかどうかを、運輸省の船舶局の掌るところとするが、ただ漁船については農林省の漁船課で、依頼検査事務を担当している（農林省組織令一一六条）。

また航空機のそれは、昭和二七年法律二二二号「航空法」によるもので、同法九条の型式証明の交付のための検査を長時間に亘る各種試験飛行を行なった上で確認したものであり、別にその航空機についての各種試験検査の上で、同法一二条の耐空証明の発給となるわけである。<sup>(三)</sup>

これらの検査試験の行政は、同じく運輸省の管掌するところである。そして、そのために、特別の技監制度をおいて当らしめている。

以上の如く、船舶と航空機は、国家規格であるに對して、陸上交通機関としての車両の規格は、現在は公社としての日本国有鉄道の部内規格であり、私鉄のそれも協会規格に止まるが、<sup>(四)</sup>自動車については、昭和二六年法律一八五号「道路運送車両法」は、先ず普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を、その大きさ、構造、受動機の種類、総排気量、定格出力を基準とし、運輸省令で定め（三条）、自動車検査証（六〇条）、その交付の前提としての保安基準（四六条、四四條、四五條）を定め、また新規検査（五八條）、定期検査（六一條）、臨時検査（六三條）をおいて、その安全基準の事後保有を確保している。<sup>(六)</sup>

ただ、これらの運輸手段に対する規格は、いわゆる安全規格であるため、それより良好なものを禁止するものな

く、最低基準であるに過ぎない。そして、人命に直接つながることが多いため、製造時の規格保持に止まらず、その使用開始時に検査を強制し、さらに使用中にも、定期または臨時の検査制度をおいて、その基準の保持確保を為さしめる制度としているところは、他の種類の規格基準と著しく異なるところと言えよう。

(一) 船舶自体の安全規格についての現行の船舶安全法附属立法として、昭和九年勅令一三号船舶安全法施行令、三八年運輸省令四一号同法施行規則、昭和一五年逓信省令二四号鋼船構造規程、三三年運輸省令一四号木船構造規則、九年逓信省令七号船舶満屹水線規程、二七年運輸省令九七号船舶区画規程、二七年同上九五号船舶防火構造規程、三一年同上七六号船舶復原性規則などがある。

(二) 船舶機器についての、船舶安全法関係の附属法令としては、三一年運輸省令五五号船舶機関規則、九年逓信省令六号船舶設備規程、同年同上九九号船燈試験規程、同年同上二〇号信号器試験規程、同年同上二一号救命器具試験規程、同年同上二二号消火器試験規程などが存し、検査検定制度をもって、その規格保持を確保する。

(三) なお、航空機及び航空機器の規格、特に型式証明と耐空証明などの行政については、高田桂一著「空法概論」六〇頁以下及び一〇八頁以下、拙著「新商法概論」三〇四頁以下参照。

(四) 国有鉄道は、昭和二三年法二五六号「日本国有鉄道法」の制定実施までは、国家直営であり、従ってその車両などの規格規制は、鉄道省令、後には運輸省令などで行ってきた。この詳細は、拙稿「技術の法的統制」法政研究二三卷二―四合併号一〇八頁以下参照。

(五) この私鉄のそれは、私鉄経営者協会の設定している規格で、車両、線路、信号保安設備などについてJPRSの規格標識で行なわれているところである。なお、拙稿「品質規格」前掲書一九四頁参照。

(六) なお、自動車については、自動車技術会、自動車部品工業会、日本自動車車体工業会などの団体規格が著しい。この詳細は、拙稿「品質規格」前掲書一九四頁参照。

## (ト) 建築物規格の行政

建築物の規格は、従前は殆んど安全規格であり、従って市街地の建築物及び病院、学校、劇場などの特殊建築物に対する規格規制に止まったが、近時保健衛生上の立場からする建築規制も緊要とされて、この面からの規格も多く存する。

建築物に対する規格規制の主なるものは、昭和二五年法律二〇一号「建築基準法」によるもので、安全のための基準の確保を、建築士法による建築士の設計によることを強制して、その設計を申請させ、その確認と、その検査を、市町村長の指揮監督の下にある建築主事に行なわしめることとしている（四條、五條ノ二、六條、七條）。そして一九條に敷地の衛生と安全を、二〇條に構造耐力を、二一條に大規模建築物の主要構造部の安全規格を、そして二二條以下に屋根、外壁、防火壁などのそれを定め、二八條では一般住宅の居室の採光と換気のための規格を定める。三五條には、特殊建築物などの避難と消火についての技術的基準を、三七條は建築材料の品質について、「建築物の基礎及び主要構造部に使用する鋼材、セメントその他の建築材料の品質は、建設大臣の指定する日本工業規格に適合するものでなければならぬ」と定める如き、この著しい事例である。この規格基準の遵守確保に関する行政は、市町村長又は知事である（二條二二號）。

なお、病院の建築については、昭和二三年法律二〇五号「医療法」二三條にもとづく基準を、同法施規則行（二三年厚生省令五〇号）一六條以下に詳細に定める。そして、工場附設の寄宿舍については、昭和二二年法律四九條「労働基準法」にもとづき、「事業附属寄宿舍規程」（昭和二二年労働省令七号）が制定公布されて、その基準規格を定めている。而して前者に対する検査監督は厚生大臣又は知事によって行なわれ、後者については先ず、專業者に安全と衛生の管理者をおかせる上に（基準法五三條）、労働省下の各都道府県の労働基準監督局によるが、同局には特に労働基準監督官をおいて、これに当らしめている（法九七條以下）。

(イ) 電気・ガス規格の行政

現在の産業は、電力によって支えられていないものはないと言えようし、われわれの日常生活もそうである。その電力を使用する機械器具は、一定用量のものが多く、従ってそこに供給される電力の質が変わると大損害、人体危険を伴うことも屢々である。ここに電力の規格保持の重大性がある。現在は、昭和三九年法律一七〇号による「電気事業法」にもとづいて、この規制を行なっているところである。すなわち

電気事業法第四八条一項は、電気工作物の技術基準の維持の義務を定め、第四九条にその基準への適合命令権を主務大臣に与えており、その命令違反には第一一八条六号で罰則も定めている。さらに、電気事業場以外の電気工作物についても、第六七条で省令所定の技術基準に適合するものであることを調査することを義務づけ、それへの適合命令権を第六八条に定める。ただ、この調査義務の実施を、電気事業者は、指定調査機関に委託することを認め（第六九条）、その指定調査機関についての詳細も法定している（第七五条、第八五条）。これらの法条にもとづく技術基準の省令がつぎのように公布され、きわめて詳細にその安全のための基準を定めている。すなわち電気事業法第四八条一項と第六七条一項にもとづき、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（昭和四十年通産省令第六一号）は、発電所・変電所・給電所・電線・電線路・架空引込線・き電線・屋内配線・屋外配線などにつき、主として電圧に応じて基準を定めており、別に、「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」（同上第五九号）、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（同上第六〇号）、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」（同上第六二号）、「発電用核燃料物資に関する技術水準を定める省令」（同上第六三号）、「電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令」（同上第五八号）などを制定公布している。

なお、電気の規制は、危険予防の立場のみではなく、この利用者の利益保護のためにも一定規格の保持が必要であ

論 説  
る。すなわち、その供給電力が、一定の電圧と一定のサイクルを維持するものでなくてはならないわけである。この点については、業法二六条一項は「一般電気事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を、通商産業省令で定める値に維持するように努めなければならない」とし、同条二項で、そのための省令所定の方法で測定し、これを記録することを命じ、さらに三〇条では、上記の電圧や周波数が維持されないなどによって、電気使用者の利益を阻害することがないように、その維持命令を発しうることを主務大臣に認めているが、この命令違反には一一八条四号で三十万円以下の罰金の制裁を加えることを定めている。しかし具体的には、電力会社が、業法一九条の規定によって主務大臣の事前認可を受けて設定している供給規定によって定められ、しかもこの供給規定の公表を義務づけて、利用者保護に資している。

また電気工作物についての安全規格は、昭和二九年通産省令一三三号（三四年同令四七号で大改正）「電気工作物規程」で嚴重に定め、同規程にもとづいて、三〇年一二月同省告示三二三号で公布された「電気工作物の規格等を定める告示」で、技術的具体的に定めるところである。

これらの電力に関する規格行政は、通産省の公益事業局の所掌するところであるが、それは合議制行政機関であった公益事業委員会の廃止によって通産省の内局の一となったものである。

ガスの規格については、昭和二九年法律五一号「ガス事業法」によるものとされているが、電気の如くその規格規制が強力ではなく、先ずその利用者のために等圧・等質のガスの供給が行なわれることが要求され、通産大臣の認可によるガス供給規程の中に、その基準規格を定めるものであった（ガス事業法一七条、一八条）。しかし、最近はガス中毒事件その他の死傷事件の頻発もあり、安全規程を強くすることとなり、新ガス事業法二八条一項は、ガス事業者にガス工作物につき保安上の基準を維持することを義務づけ、同条二項でそれに欠けるところがあるときは、修理・

改造・移転を命じ得るとし、二九条で「政令で定める方法により、その供給するガスの成分のうち、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのあるものの量が政令で定める数量をこえていないかどうかを検査し、その量を記録しなければならない」としている。

(一) わが国の電力のサイクルは、関東以北は五〇サイクルを、関西以南は六〇サイクルを採用している。これは、明治中期に、電気事業を創設した際に、関東ではドイツ系の機械器具をいれ始めたのに、関西ではイギリス系統のそれを輸入して設置したためと称されている。

しかし、この両サイクルが存することによる不便は、極めて多く、その統一が要望されているが、巨大な資金を要するので、未だに達成されない。しかし国鉄など、この両地区に亘って業務運営するものにとっては、極めて不便なため、その統一のための施設を設けたものも現われている。

## (二) 郵便規格

郵便関係のものに存する規格の最も著しいものは、「官製はがき」であるが、これは昭和二二年法一六五号「郵便法」にもとづく、同年郵政省令三四号「郵便規則」第一三条に定めるものである。すなわち、この官製はがきの規格は、郵便法二二条三項の規定により郵政大臣の発行するところであり、通常葉書並びに往復はがきの往信部及び返信部は、各々縦一四センチメートル、横九センチメートルとし、表面の色彩は白色又は淡色とすると定める。また「私製はがき」についても、郵便法二二条三項但書の規定による規格を、郵便規則一三条ノ二に、通常葉書は長辺十二センチメートル以上十五センチメートル以内、短辺七センチメートル以上十センチメートル以内の長方形の紙とし、往復はがきは、長辺十四センチメートル以上二十一センチメートル以内、短辺十二センチメートル以上十五センチメ

トル以内の長方形の紙を、短辺の部分をそろえて折目が右側になるように折り合わせるものとし、紙質及び厚さは官製はがきと同等以上のもので、その重量は通常葉書では二グラム以上四グラム以内、往復はがきは四グラム以上八グラム以内と定めるところである。すなわち、官製はがきは縦書き用に作られているが、私製はがきは、縦書き用でも、横書き用でもよいこととなり、かつ大きさの規格にも幅を持たせたものである。而して、これらの規格は、省令に具体的に定めるものであるため、省令の改正で、その規格変更も可能であり、特別の諮問機関などの設置を定めていない。また、別に現金輸送用の封筒も、郵政省発行の規格製品以外を認めないところである(郵便規則九四条ノ二)。而して、これらの郵便関係物に存する規格は、郵便事務処理上の便宜のためであり、官製はがきについては、更に郵便料にふくめての供給価格としている点では、国民へのサービスでもある。

別に、わが国は、万国郵便条約に加盟しており(昭和三四年条約三号)、その実施のため昭和三四年郵政省令三号「外国郵便規則」を制定しているが、同規則一二条で万国郵便連合葉書は、長辺一四センチメートル、短辺九センチメートルとし、同規則二〇条の二では、郵政大臣発行の航空書簡を折りたたんだときの大きさを、長辺十四センチメートル八、短辺九センチメートル八と定めているところである。

なお電波の規格は、昭和二五年法律一三一号「電波法」で、先ず送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、郵政省令で定めるところに適合するものであることを要求し(二八条)、各無線局は、その免許によって使用電波の型式、周波数、空中電力を特定され(六条以下)、それを工事落成の検査(二〇条)、変更検査(一八条)などで、その割当規格のもの適格使用を確保することとしている。そしてこの電波管理は郵政大臣の掌管するところであるが、その運用のため電波管理審議会の制度をおいている。

(又) 食品・飲料などの規格の行政

食品の大部分は、農林水産物であるため、それについては、既述の農林物資規格法によるかん詰、塩乾物などの規格があり、米については別のそれがあることも既述の通りであるが、昭和二二年の「食品衛生法」(法律二三三号)七条及び一〇条で、厚生大臣が食品とその添加物について基準又は成分の規格を設定できるものとしている。この基準は、三四年厚生省令三七〇号で行なわれ、乳と乳製品について設けているが、厚生大臣は、この公定書の設定には(一三条)、食品衛生調査会(委員一五〇名)の調査審議を経て行なうべきものとしている(二五条)。別に厚生大臣又は知事に食品検査の権を与え(一四条)、その検査に合格したものに合格の標示を認めている(二五条)。<sup>(二)</sup>

なお、飲料については、先ず酒税の規格が存するが、これは従前から酒税法の課税上、清酒の規格等級、ビール、その他の雑酒のアルコール含有量などによる規格は、厳格に維持されるところであった。<sup>(二)</sup>

- (一) 現在、政令で指定された食品、添加物、器具などについて、厚生大臣又は知事が行なう製品検査を受け、合格の旨を標示したものでなければ販売させない。厚生大臣の検査品目として、溶性サッカリン、ズルチン、タール色素等があり、知事の検査品目に、これらを主成分とした製剤、中華そばの製造のためのかん水などがある。
- (二) この酒税の規格は、法律で定めるところであるが、その監督検査は、税務署長の行なうところとしている。

(ハ) 官・公需品規格の行政

いづれの国民も、「安い政府」を保有することを望むことは当然であり、しかも現代国家は、福祉国家、経済国家として極めて莫大な予算を確保して広い行政を行なうものであるだけに、国家機構は極めて巨大となり、その需品も

説 論 莫大であるが、それが官庁毎に勝手区々の需品調達を行なうことは、経費の節約ができず、また官庁能率の低下も免れぬ。これは、アメリカ政府などで、強力且つ一元的な調達機関をおき、それが官需品規格を設定して、著しい経費節

約と官庁事務の能率化の実をあげている。<sup>(一)</sup>わが政府は、アメリカと比較にならぬ国民所得の国民の上にある以上、アメリカ以上に、その国費節約のために、官庁需品の規格設定により、国民の血税を、より有効に使用することを企図すべきであるが、従来見るべきものがなかった。ただ、昭和五年の国産愛用運動に応じて、国産品の使用を勧奨し、次官会議などで、規格化の動きも示したが、十分に効果をあげず、戦時中は軍需者についてやむを得ず、規格調達がされたが、終戦後はそれがゆるめられ、度々の経費節約の呼び声にも拘らず、現在も十分な効果をあげていない実情である。

次に公社制度となっている日本国有鉄道は、極めて大きな予算の下に、莫大な各種需品を調達して、その業務運営にあたっているが、その公社化は、従来の官庁経営の非能率・非採算性を排して、独立採算制による能率経営を企図するだけに、経費の節約、器物の更新、部品調達に、自社規格を強力に設定して、その合理化を図ることとし、昭和二七年四月に、国鉄本社内に「日本国有鉄道物品規格調整中央委員会」を設け、さらに翌年八月には、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、門司に地方委員会を設置して、その購入物品の標準化・単純化を進めている。<sup>(二)</sup>その中央委員会は、国鉄の関係職員と学識経験者を加えた六〇名によって構成され、活潑な業績を示しているようである。<sup>(三)</sup>

また、国鉄新拡充計画などに応じ、その建設工事を担当するために創設された特殊法人としての「日本鉄道建設公団」(昭和三九年法三号同公団法)、さらにわが国のおくれた道路網の建設に有料道路の建設・維持を担当している「日本道路公団」(昭和三十一年法律六号同公団法)、また日本電信電話公社(二七年法律一五〇号同公社法)、日本専売公社(三年法律二五五号同公社法)などでは、各々その需品の購入につき規格等級などを定めて実施しているが、全くの部内

規制に止まるようである。

(一) アメリカ政府の官需品についての規格とその実効の詳細は、生産性本部「標準化・単純化・専門化」六〇頁以下、拙稿「品質規格」前掲書二一四頁以下等参照。

(二) この各委員会が取扱った審議件数は、一九五五年末までに、すでに中央委員会で約二、〇〇〇件、地方委員会で約一、三〇〇件にのぼったとされている。なお、この実情の詳細は、交通新聞六六七六号（昭和四〇年八月二六日紙）一頁参照。

### (7) 団体規格・社内規格に対する行政指導

わが国にも、工業製品の分野に、多くの団体規格が存し、また特定メーカーのみが設定し、維持している社内規格も少なくない。

わが国産業界は、先の大戦による技術交流の杜絶、軍需生産集中のとはちりでの平和産業の軽視などによって、世界各国に比して多くのおくれを見せていた。その恢復、そしてさらに貿易自由化に十分耐えてゆくための、わが国産業の合理化・近代化は、重要な国策として取上げざるを得ないところであった。そのために多くの合理化・近代化の特別措置法を制定し、他面税法上の優遇措置などもとってきたところである。とりわけ、雑工業、中小企業のそれはおくれており、特別措置の、さらに特別措置を加えるなどしている。この合理化・近代化には、専門化、標準化、規格化は不可分できえある。この限りでは、これらの特別措置法にもとづく行政指導で、援助で団体規格が勸奨され、社内規格の設定による合理化・近代化が行政指導されることも屢々であった。しかし、後述の如く、アメリカの政府が、行なっているような内面的指導援助の点では、さほど効果をあげていないように見える。

## 五、規格改訂の行政

規格の設定は、その当時の技術水準からして、上位のところに行なわれ、その設定された規格に合検する製品を作ること努力する意味では、その分野の技術水準を全般的に高める作用を果すものと言えよう。そして、それは大量生産と、專業化に役立つものであり、そのために品質管理を向上させるものでもある。

しかし、産業技術は日進月歩してやまないものであるだけに、やがて規格は時代おくれとなる運命も免れない。そして業者は、その技術の進歩にも拘らず、規格製品の生産とその販路の上にあぐらをかき墮眠をむさぼる危険性を保有する一面にも役立つことを忘れてはならぬ。その規格が、一企業の社内規格に過ぎない場合は、かかる弊害が少ないが、団体規格、国家規格の場合に、特に警戒するを要するものと言えよう。

この意味で、いづれの国の規格の場合にも、一定年限毎に規格の再検討を行なうことを制度化しているのであるが、わが国でも、工業標準化法一五条は、主務大臣に、その「制定した工業標準が、なお適正であるかどうかを、その制定の日から少なくとも三年を経過するごとに、調査会の審議に附し、これを確認し、又は必要であると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない」と定め、医薬についての「日本薬局方」は、十年毎に全面再検討すべきものと定めてるが（薬事法四一条三項）、他の規格については、かかる定期再検討の規定がなく、随時その必要があるときに、その規格を変更・廃止するための法条があり、その手続は、ほぼその設定の手続に準じて行なうことを定めるのみである（例えば薬事法四一条三項、建築基準法七八条、工業標準化法一四一条など）。しかし、かかる定期再検討の制度のない分野では、わが国の規格が多くは生産者側の主動で設定されている実情からは、その変更・改訂の申出をサボられる危険性が多いと言えよう。

ただ、安全規格のうち、船舶、航空機、自動車などでは、その新規使用時から一定年限毎に、定期検査の制度があり、また必要と認めたとしに行なう臨時検査の制度が存することは、その規格性能の低下による危険を予防する意味で、極めて重要な制度である。しかし、同じく安全規格を設けている特殊建築物、電気施設・器具などについても、この種の検査制度が必要なのではないかと考える。ただ近時比較的広い分野に亘って、一定の危険施設その他について、その管理の主任技術者の選任を強制するものが多くなったことは、この欠陥を一部補う役割を果すかと考えるものである。<sup>(三)</sup>

(一) 例えば、船舶安全法一〇条一項は、船舶検査証の有効期間を四年とし、同条三項は、この中間検査、臨時検査に合格しない船舶の検査証書の効力停止を定め、その不正受給や検査忌避阻害に罰則の制裁を定めている(一九条、二〇条) また航空法一四条も、航空機の耐空証明の有効期間を一年と定めている。道路運送車両法六一条は、自動車検査証の有効期間を、ハイヤー、貨物自動車、特殊の自家用車は一年、その他の一般自家用車は二年としている。そして六三条に臨時検査の制度もおいている。

(二) 電気事業法五三条以下の電気主任技術者、七二条の自家用電気工作物の設置者におかせる自家用電気主任技術者、ガス事業法三二条のガス主任技術者、核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律四〇条の原子炉主任技術者などの制度がこれであるが、なお、この種の技術者の規制の問題についての詳細は、拙稿「技術に対する法的統制」法政研究二五巻二―四合併号一一八頁以下、「技術統制の法的特質」経済法二号頁以下、「技術免許制の法律問題」九大産業労働研究所々報二四号三七頁以下、「企業保安制度の整備」法政研究二九巻四号二九頁以下などにふれたところである。

## 六、諸外国の規格行政機構

各国の採用している規格の設定・変更に関する手続、それに国家が関与する仕方などは、各国各様ではあるが、そ

説の詳細は拙稿「規格品質」(経営法学全集一三卷「生産」の一七六頁―一八一頁にその沿革を、三二二―三二七頁に現行制度)に詳説したところに譲り、ここで主要国の特徴的な点のみを述べれば次の如くである。

先ず、アメリカの全国的な工業規格であるASAの設定は、アメリカ規格協会(American Standards Association)の行なうところであって、民間的自主制に委ね、行政府は、技術的分野では協力するが指導制はとらぬ態度を示し、その規格設定までのやり方にも、専門委員会方式、団体規格承認方式、一般会議方式の三方法を適宜活用するという妙味あるやり方をとっている。ただ、世界一の大行政組織をもつ、米連邦政府の需品調達についての官庁需品規格の設定と運用については、国家標準局と国家国防局の二本建ではあるが、極めて積極的で且つ著しい業績を示していることが特徴的である。<sup>(一)</sup>

イギリスの工業規格、BSI(British Standards Institution)は、特殊法人としてのイギリス規格協会の設定するところとし、この国でもそれに政府代表が参加しているが、特別の地位をもつものではない。ただ、その規格設定には、大英帝国の構成各国からも広く意見を徴するという慎重な方法を採用している点の特徴的である。<sup>(二)</sup>

フランスは、度量衡についてのメートル法の祖国であり、その国家規格であるAFNOR(Association Française de Normalisation)は、工業生産大臣が調整するもので、その下にある標準化委員が専念するが、その補佐機関として標準化諮問委員会をおくもので、政府規格としての性格が強く、その適用は政府各機関に法律で強制するものである。<sup>(三)</sup>

そしてドイツのDNAは、登録社団法人(eingetragenn Verein)としてのドイツ規格協会(Deutscher Normenausschuss)の設定するところで、西独の私企業会社、その連合体、標準化団体、官庁など三、〇〇〇の法人会員と東独の人民企業の全部と数社の私企業が会員となっているものである。しかし、同国では、これとは別に、同政府の経済

合理化管理局 (Rationalisierungs-Kuratorium der deutschen Wirtschaft. 略称 **RRW**) による単純化運動も活潑に行なわれていたことも、注目すべきである。<sup>(四)</sup>

- (一) アメリカの全国規格 **ASA** 並びに政府の需品規格化の運動の詳細は、Reck Dickson, National Standards in a Modern Economy 1956 ; American Standard Association, How American Standards are Developed and Approved, 1956. 生産性本部「標準化・単純化・専門化」一三〜七七頁など参照。
- (二) British Standard Institution, Fifty Years of British Standards, 1950. 生産性本部「標準化・単純化・専門化」七九頁以下、拙稿「品質規格」前掲書頁以下など参照。
- (三) すなわち、一九四一年五月二四法によって強制するものであるが、このフランスの規格制度の詳細は、Association, Française de Normalisation, Principaux Textes Législatifs et Réglementaires Relatifs à La Normalisation 1953. 参照。
- (四) このドイツの規格と単純化運動については、日本規格協会編「型の制限」による合理化（一九五五年）、生産性本部「標準化・単純化・専門化」九〇頁以下など参照。

## 六、むすび

以上によって、わが国の規格制度の沿革と、その現行制度を概観したのであるが、その諸外国の制度に比しての特色は、国家行政機関が形式上は主動力となって、その設定にあたるものが極めて多いにも拘らず、その内実においてはメーカー側または生産者側の主動力によって設けられるものが支配的であることに見出される。これは、イギリスの如く資本主義発展の古い歴史を持ち、経済界が政府に対しても、ビジネスの面では不可侵の分野を保有する国と対照的であるが、アメリカの民間的自主的なやり方とも同じく対照的であり、フランスの型に近いとも言えよう。これ

は、資本主義におくれてスタートし、官庁の援助指導の下に急速に育った日本産業界の特色の投影とも言えようが、消費者の利益と取引安全を主にする農産物資の規格、食糧品などの規格においては、一層国民の組織的活動の低いわが国の実情からはやむを得ない面もあるが、官庁検査制からの延長という特色を著しく示している。さらに、交通具・危険施設・機械・建築物などの、いわゆる安全規格は、全く警察的取締の投影としての規格たる性格を如実に示すものとなっている。

しかし、このような沿革と特色を保有するわが国の規格制度を、民間主導のアメリカ・イギリスの如くすることは、不可能であるが、余りにも官製の色調の強い現行制度を、もっと民間的参加を強化する改正は可能であると考えられる。その民間的参加も、企業の社会的責任感の少ない、企業本位のわが産業人、またはその団体の参加のみを強めてはいけなく、消費者・利用者の代表を多く加える方向に向わしめるべきであると考え、その消費者組織・利用者団体の弱体のわが国の現状を考えると、当面の問題としては、公平で第三者的立場にある学界人、またはその団体の関与参加を強化することが適当であるとするものである。これによって、往々にして、生産者側本位の現在の規格を、消費者本位に、そして技術の進歩を無視して、現在規格の下に、あぐらをかく危険性も少なくできるのではないかと考える。

さらに、現行の規格設定の行政機構は、余りにも区々であり、これを相当程度に統一化し、調査審議機関を必置して、いやしくも行政の主任大臣の専断におちいることを制度的に排除すべきであろう。そしてその設定は拙速を尊ぶことなく、かつ業者側のみを便宜と利益のための規格を設定せしめないために、関連業界並に一般利用者・消費者などの意見を広くきき、かつ慎重に設定するよう制度的改善をすべきであろう。そして、他面、一度設定した規格を、技術進歩に応じて不適當となったものについて遅滞なく改訂の努力をさせると共に、極めて多岐に亘る多くの規格を

もつものについては、一定期間毎に、全面的再検討を行なわす制度とすべきことを提唱したい。この意味では、現行の工業標準化法は、三年毎に、薬事法は十年毎と定めるような方法は好ましいが、後者の十年は現在の如き進歩の激しい時代には長きに失するのではないかと考える。

また規格・基準の厳格な遵守を確保するための行政指導と検査の実施が極めて形式的で、かつ御座成り過ぎる実情を即刻改めて、日本品の国際信用を高め、また国内の一般国民に不測の粗悪品、規格不合格品による被害を与えることが絶無になることを期待したい。

なお、個々の規格についての改善すべき点は、極めて多く指摘できるが、規格の設定を殆んど無意味にしているような規格許容差の大きいものを絶滅し、とりわけ電気のサイクルを関東以北と関西以南で異にしている如き実情の解消の一日も早いことを望むことが切である。